第三十三条　法第二十九条の三第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二　［略］

三　前条第六号に掲げる事項については、その内容に、指定商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売したローン提携販売業者又は指定役務の提供につきそれを提供するローン提携販売業者に対して生じている事由をもつて、弁済金の返済の請求をするローン提供業者に対抗できる旨が定められていること。

四　法第二十九条の三第二項第五号、前条第十号及び第十一号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一・二　［略］	
三　法第二十九条の三第二項第五号及び前条第十号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。

五　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十四条　法第二十九条の四第一項において読み替えて準用する法第四条の二の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　［略］

2　前項に掲げる方法は、利用者又は購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

3　［略］

第三章　信用購入あつせん

第一節　包括信用購入あつせん

第一款　業務

（包括信用購入あつせんの取引条件の表示の方法）

第三十六条　法第三十条第一項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

第三十三条　法第二十九条の三第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　第二十八条第一項第一号の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

二　［略］

三　前条第七号に掲げる事項については、その内容に、指定商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売したローン提携販売業者又は指定役務の提供につきそれを提供するローン提携販売業者に対して生じている事由をもつて、弁済金の返済の請求をするローン提供業者に対抗できる旨が定められていること。

四　法第二十九条の三第二項第五号、前条第十一号及び第十二号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一・二　［略］	
三　法第二十九条の三第二項第五号及び前条第十一号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。

五　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十四条　法第二十九条の四第一項において読み替えて準用する法第四条の二の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　［略］

2　前項に掲げる方法は、利用者又は購入者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

3　［略］

第三章　信用購入あつせん

第一節　包括信用購入あつせん

第一款　業務

（包括信用購入あつせんの取引条件の表示の方法）

第三十六条　法第三十条第一項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　次の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

用語	定義
現金販売価格	商品の引渡し又は権利の移転と同時にその代金の全額を受領する場合の価格
現金提供価格	役務を提供する契約の締結と同時にその対価の全額を受領する場合の価格